

(別紙仕様書 1)

座間味村津波避難所誘導標識設置業務委託 仕様書

1 目的

本業務は、平常時における住民及び観光客等の来村者に対する防災意識の啓発のほか、災害発生時において、指定避難場所であることを周知徹底するため、「津波避難所誘導標識」(以下「標識」という。)を設置する。また標識には夜間及び停電時を考慮し、図記号部分には高輝度蓄光材を用いた標識とする。

2 業務名

本仕様書に基づく業務の名称は「座間味村津波避難所誘導標識設置業務委託」(以下「業務」という。)

3 業務場所

当村が指定する座間味村内 10 箇所 (電柱設置)

4 業務内容

(1) 下記要求を満たす高輝度蓄光式の標識の作成及び設置

- ア 図記号は国際標準化機構 (ISO20412-1) 及び日本工業規格 (JISZ8210 : 2009) 並びに、日本工業規格 (JISZ9098 : 2016) において制定された避難場所、避難所、災害種別図記号と (板面加工製造仕様) を参考とし、表示言語は日本語、英語、中国語 (北京語)、韓国語の 4 カ国語併記とし、文字のフォント、図記号の大きさ等、デザインの詳細については作成前に当村と協議し決定すること。
- イ 電柱へ設置する標識基材は一般の電柱広告と同様に、沖縄電力(株)・西日本電信電話(株)より承諾を受けた素材の日本工業規格 (JISG3312 : 2013) において規格化された塗装溶融亜鉛めっき鋼板を使用し、屋外における夜間の停電時に遠方から標識を視認できるよう標識板の表側が全面発光する蓄光塗料吹付け塗装を施すこと。塗装溶融亜鉛めっき鋼板は 0.4mm、蓄光部はアクリル系樹脂等で 1.0mm とし、板厚 1.4mm±0.2mm とすること。また、電柱に対して巻き標識とするために、十分な柔軟性をもっていること。
- ウ デザイン (文字部分) は黒色カッティングシート (耐候性能 8 年以上) を、図記号には日本工業規格 (JISZ9117 : 2014) において規格化された緑色再帰性反射シート (耐候性 10 年以上) を使用して屋外耐候性ラミネート仕上げとする。
- エ 標識サイズは、(別紙 板面加工製造仕様書) 参照。
- オ 標識基材の蓄光のりん光輝度については、日本工業規格 (JISZ9097 : 2014) に規定された、紫外線強度 (測定波長域 360~480nm) 400 μ W/c m² で 60 分間照射し、照射を止めた後、720 分後の輝度が mcd/m² を満たしていること。

カ 屋外での長期利用を目的とし、日本工業規格（JISZ9097：2014）の試験方法に準じ、耐候性・耐食性・耐水性の基準を満たすものであること。また、その試験証明書を添付すること。さらに耐候性においては10年相当の耐候性促進試験の基準を満たすものであること。

キ 標識基材の蓄光の発光色は、人の目は夜や暗闇下で、暗所視になるに従って青色を強く感知する特性とブルーグリーンは心を落ち着かせるという鎮静効果がある特性を活かす為、ブルーグリーンとすること。

（2）電柱・電信柱設置箇所調査

ア 設置する電柱及び電信柱を座間味村が選定するに当たり選定に必要な調査を受託者が行うこと。

イ 設置場所の候補となる電柱の選定に当たり、座間味村が指定する指定避難場所等1箇所につき周辺にある電柱及び電信柱の位置を地図上に記載した候補電柱位置図並びに電柱、電信柱の電柱番号、地目等を明記したリストを作成し、座間味村に提出すること。

ウ イの候補電柱位置図及びリストについては、契約締結から3週間以内に納品するものとする。

（3）製作

ア 製作行程表とデザイン案を提出の上、承諾を得たのち、標識製作に係ること。

イ 標識及び付属物においても材料承認を得たのち、標識製作に係ること。

ウ 標識に記載する事項は交渉等により変更の可能性があるため、予め承知すること。

（4）設置作業

ア 設置作業着手前に、業務着手届、工程表、施工計画書等の必要書類を作成し、本村の承認を得た上で施工すること。

イ 道路占用、道路使用等の許可条件を遵守し、誠実に施工すること。また、許可関係書類は常に携行すること。

ウ 施工に先立ち、設置場所近隣の住民に対して工事の周知を行い、施工時は施設利用者の安全を確保し、周辺の構造物等に損傷を与えないよう事故防止策を講じること。

エ 施工場所で事故等が発生した場合は、直ちに本村に連絡し、その指示に従うこと。

オ 作業完了後、資材等は現場に放置せず、完了後直ちに撤収すること。

（5）設置作業

ア 業務完了後（道路管理者等への報告後）、本村に業務完了届を提出し、検査を受けること。

イ 成果品に対して改善又は改良の指示があった場合は、遅滞なくその指示に従うこと。

ウ 検査完了後、案内板設置報告書（電子データ及び紙媒体2部）を提出すること。
（台帳の様式は別途調整の上指示するが、設置前後の現場写真、設置場所を地図上に記したものの、設置場所毎の表示内容を記したものの等を整理したものとする。）

(6) 諸経費

事前調査、申請書類作成、標識の作成、搬送、設置等に係る諸費用は全て本契約に含むものとする。

5 提出書類等

契約締結後は速やかに、以下の書類を提出すること

- (1) 実施計画書
- (2) 製品保証書（1年間有効）
- (3) 日本工業規格（JISZ9097:2014）に準じた以下の公的機関の試験証明書
輝度測定・耐候性・耐食、耐水性の物性証明書
- (4) 蓄光材製品安全データシート

6 その他

本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合等については、速やかに書面等により報告し、発注者と受注者が協議の上これを定め、業務を円滑に実施する事とする。

7 保証

製品の保証期間は設置後1年間とし、製品保証書を提出すること。